

長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

令和5年8月31日

規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行について、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令で使用する用語の例による。

(管理計画の認定の申請書に添付する書類)

第3条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、法第5条の3第1項に規定する認定の申請に係る管理計画について、法第5条の4各号に掲げる基準に適合するものであることをセンターが証する書類又はその写しとする。

(管理計画の認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）は、市長が当該申請に係る認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、管理計画認定申請等取下げ届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理計画を認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第5条の4（法第5条の6第2項及び法第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないときは、管理計画を認定しない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(管理計画に係る軽微な変更)

第6条 省令第1条の9に規定する軽微な変更をするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届出書（第3号様式）に、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(管理計画に係る改善命令)

第7条 市長は、法第5条の9の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（第4号様式）により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、管理取りやめ届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理計画の認定の取消しの通知)

第9条 市長は、法第5条の10第2項の規定による通知は、管理計画に係る認定取消通知書（第6号様式）により行うものとする。

(管理計画に係る認定の証明)

第10条 法第5条の4（法第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた旨の証明が必要な者は、管理計画に係る認定証明願（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

管理計画認定申請等取下げ届

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）又は第5条の7第1項の規定による申請を取り下げたいので、長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 管理計画の認定等申請年月日
- 2 取り下げる申請の種別
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地

様

長崎市長



管理計画を認定しない旨の通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき申請のあった管理計画の認定については、次の理由により認定しないことを決定しましたので、長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

- 1 申請年月日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 認定しない理由

第3号様式（第6条関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9の軽微な変更をしますので、長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第6条の規定により次のとおり提出します。

- 1 軽微な変更を届け出る認定管理計画の認定コード
- 2 軽微な変更を届け出る認定管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更内容

様

長崎市長



改善命令書

年 月 日付け 第 号により認定をした計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、次のとおり改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 改善事項
- 6 改善の期限
- 7 改善を命ずる理由

第5号様式（第8条関係）

管理取りやめ届

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地

第 年 月 日
年 月 日

様

長崎市長



管理計画に係る認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により認定をした計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取消しの理由

第7号様式（第10条関係）

管理計画に係る認定証明願

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項及び第5条の7第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により認定済みであることの証明を受けたいので、長崎市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第10条の規定により次のとおり提出します。

マンションの名称	
マンションの所在地	
管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	
証明書の提出先	
証明が必要な理由	

証明欄	第 年 月 日
	上記のとおり相違ないことを証明する。 長崎市長